

3. 案件

(1) 神足雨水ポンプ場貯留施設築造工事 (I 期) その 2

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、今回の対象工事の中で一般競争入札 2 件の内、落札率の低い方を抽出したものです。</p> <p>○参加可能業者が 70 者ありながら、参加申込業者が 4 者しかなく、その内の 1 者は辞退されています。原因については、どのようなことが考えられますか。</p> <p>○近畿圏まで募集範囲を拡げ公募されていますが、参加業者公募・運用基準では、初めから募集地域を拡げ公募できることになっていますか。</p> <p>○工期が 2 カ年で年度をまたいでいますが、年度ごとに出来高払いをするのですか。</p> <p>○前払金は請負代金の 20%と決まっていますのですか。</p> <p>○調査基準価格は公表されているのですか。</p>	<p>・この工事に关しましては、工事規模が大きく工期も 2 カ年と長期にわたります。また、低入札価格調査制度適用の工事であることなどを考慮し、多数の業者が参加を見送ることになったのではないかと考えられます。</p> <p>・一般競争入札の選定基準では地域に定めがないことから、案件ごとに応じて地域設定を行っています。過去の一般競争入札の参加資格条件も近畿圏としています。今回の案件では、事業規模が大きいことを考慮し、多くの実績のある業者に参加していただけるよう選定条件を設定しました。</p> <p>・各年度の出来高予定金額を定め契約しています。令和 4 年度は前払金の請求がありましたので、令和 4 年度の出来高予定金額の 20%を支払い、令和 5 年度の工事完成時に残りの請負代金を支払うことになっています。</p> <p>・通常の契約では、前払金は、請負代金の額に 100 分の 40 を乗じて得た額以内となっています。この案件に关しましては、低入札価格調査制度適用の入札となっていることから、調査基準価格を下回った場合の措置として、落札された業者との契約については、前払金は請負代金額の 100 分の 20 以内の額と定めています。</p> <p>・公表はしていません。事後公表をしています。</p>

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>○わかりました。</p> <p>まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<p>予定価格は事前に公表しているため、予定価格をベースに調査基準価格をある程度推測することは可能です。</p>
---	--

(2) 市道第 0203 号線他カラー化工事

意見・質問	回答等
<p>○入札金額にかなりの開きがあります。工事としては、金額に差が出るような工事ではないように思いますが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の舗装工事は通常の舗装工事ではなく、カラー舗装という薄層舗装工事となっています。アスファルト舗装をした上にローラーで塗装をするという工事です。考えられる原因として、材料の仕入れ等の関係で、入札金額にばらつきがでていると思われます。</li> </ul>
<p>○アスファルト舗装の上に色を付けるということですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローラーで色を塗るという形になります。今回の工事は、小学校の通学路に安全対策を講じるということで、児童が通行する部分に色を付け、視覚的に車のドライバー等から認識できるように安全に配慮していただくための工事となっています。</li> </ul>
<p>○この工事は、通行止めにして行ったのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両通行止めで施工しました。工事箇所が商店街や通学路となりますので、大半が夜間工事です。</li> </ul>
<p>○安全確保のため交通整理員も配置していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通整理員については、計画を立て警察の許可を得て適切に配置しています。</li> </ul>
<p>○交通整理員の人件費については業者間で差が出ることはあると考えられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者が契約する警備会社によって、差が出るかもしれません。</li> </ul>
<p>○この工事では、競争性が保たれ、問題がなかったと思われます。</p>	

(3) バンビオ広場公園噴水設備各種修繕

意見・質問	回答等
<p>○この修繕は、噴水の故障によるものですか。</p> <p>○修繕工事が完成するまで故障したままだったのですか。</p> <p>○工事期間はどの程度予定していましたか。</p> <p>○工期が長いと思いますが。</p> <p>○すべて交換ではなく部分交換にしたのはなぜですか。</p> <p>○特殊な部品なのですか。</p> <p>○普段メンテナンスをされている業者があると思うのですが、その業者が修繕することはできなかったのですか。</p> <p>○1 回目の入札では参加可能業者数が 65 者で参加申込業者数が 0 者、公募条件を変更した 2 回目の入札では参加可能業者数が 148 者で参加申込業者が 1 者となっています。公募条件が厳しかったのではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経年劣化により動作が安定しないことから機械部分の修繕をすることとしました。</li> <li>・動作が安定していない状況で秋ごろまで使用し、冬季は使用しないため、その期間に修繕を実施しました。</li> <li>・工期は令和 4 年 11 月 17 日から令和 5 年 3 月 17 日までです。</li> <li>・工事自体はそれほど長くはかかりませんが、部分的な修繕に必要な資材の納入に時間を要することが事前に予測できていたことから、余裕を持った工期を設定しました。</li> <li>・定期的に業者に依頼し点検を行っており、今回の修繕で取替えた部品以外は、まだ使用できると報告を受けていましたので、部分的な修繕としました。</li> <li>・この噴水は少し特殊なもので、空気を圧送して水を出す構造になっています。部品についても特殊なものとなります。</li> <li>・出来る範囲での修繕はお願いしていますが、今回の修繕は部分的なものではありますが、ポンプ設備が絡むものであったため、ポンプ設備の部品も含めた修繕として発注いたしました。</li> <li>・修繕に必要な資材の納入に時間を要することから、結果的には工期が少し厳しかったのではないかと思います。</li> </ul>

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>○今回落札された業者は、公募条件を変更後の 83 者の中にある業者ですか。</p> <p>○今回落札された業者が、公募条件の変更後に参加資格を得た業者であるかどうかを確認することで、2 回目の公募に意味があったかの検証ができると思います。次回から、1 回目の入札が取り止めとなった場合は、2 回目の入札に参加申込してきた業者が 1 回目の入札から参加資格があった業者なのかがわかるように資料に記載してください。</p> <p>○まとめとして、この修繕の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<p>・資料が手元がないのでわかりません。 (今回の落札業者は、1 回目からの入札参加可能業者です。1 回目の公告では、施工実績が噴水設備を含む修繕又は工事となっていましたが、2 回目の公告では、機械器具の取替又は設置に変更となりました。この変更により、入札参加を決めたのではないかと推測されます。)</p> <p>・次回から記載します。</p>
---	---

(4) スポーツセンター施設改修工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、入札金額が横並びになっています。原因はどのように推測されますか。</p> <p>○わかりました。                      まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<p>・今回の工事については、施設内のテニスコートの人工芝を張り替えるというものが主な工事となります。特別な工法や資材を使用するものではないことから、入札金額に差がつかなかったと思われます。</p>

(5) 神足 2 丁目地内配水管布設替工事その 3

意見・質問	回答等
<p>○この工事では、公道の掘削等で交通整理員の配置が必要なものですか。</p> <p>○これだけ入札金額に差が開いた理由は、どこにあると考えられますか。</p> <p>○多数の入札参加があります。何か要因がありますか。</p> <p>○入札に地元業者が多数参加し、入札金額からも競争されていることがうかがえることから、非常に良い形だと思いました。まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この工事は、京都府が施工している都市計画道路の工事範囲の中で行ったものです。公道を掘削等するための交通整理員は配置しておりませんが、公道への出入り箇所には交通整理員を配置しております。敷地内での工事ということもあり交通整理員の人数については少人数となります。</li> <li>・材料等が要因と考えています。耐震管という特殊な管を使用しますので、仕入先等で差がつくのではないかと考えられます。</li> <li>・管工事の長岡京市内の登録業者は、今まで水道工事に携わってきた業者であり、長岡京市の水道を守るという思いがある中で、今回の工事には、8 者の公募があったものと思います。</li> </ul>

(6) 市営住宅 3 室空家修繕

意見・質問	回答等
<p>○設備工事や土木工事が大半を占める中で、内装の工事はあまりなかったのが抽出しました。工事の概要を見ると、入札金額に差がつきにくい工事だと思われます。今回は、3 室同時に部屋が空いたのですか。</p> <p>○工事は 3 室同時に行っていますが。</p> <p>○まとめて発注しなければ、予算が認められないということですか。</p> <p>○他に 3 室同時に実施した理由はありますか。</p> <p>○事情はわかりました。この案件のまとめとして、入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋が空いた時期は、多少異なります。</li> <li>・予算の都合で 3 室まとめて発注しました。</li> <li>・修繕の予算があるのですが、それは日々の修繕のもので、例えば給湯器の故障であるとかそういった場合に執行します。今回の空家修繕の場合は、1 室当たりの修繕費が高額となることから、数室の空家をまとめて発注することとしました。</li> <li>・大きくは二つあります。一つ目は、分割して発注するとそれぞれの修繕に経費が乗ってくるため、総額で考えると工事費が大きくなり、経済的な合理性が損なわれることです。二つ目は、これは当課の事情になるのですが、ここ数年は新庁舎の建設工事もあり、工事と設計業務が非常に立て込んでいる関係で、人員の余裕がまったくないという状況です。この工事を 3 件に分けて発注するとそれぞれに監督員を付けることとなり、業務が回らないということからまとめての発注といたしました。</li> </ul>



(7) 公共下水道事業いろは呑龍トンネル南幹線接続工事その 2-2

意見・質問	回答等
<p>○ゲート室とはどのようなものですか。</p> <p>○市側は施工を急がなければいけなかったのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付しております図面により、今回の案件について説明いたします。図面上、グリーンの部分が京都府によって施工された箇所、ピンクの部分が市で施工した箇所になります。京都府施工のゲート室（グリーンの部分）の設置には掘削を伴うことから、土留のための矢板が並んでいます。当初予定では京都府施工のゲート室設置が完了し、土留のための矢板を撤去した後に、市施工により市側のマンホールから府ゲート室への接続工事を行うことになっていました。しかし、ゲート室設置工事中に土留のための矢板が土質の関係から撤去できないことが判明し、そのまま残置することとなりました。矢板が残置されることにより、市の工事で新たに掘削し施工することが困難となったことから、ゲート室設置の施工時に市側のマンホールから府ゲート室への接続工事を一体で施工することが合理的であると判断し、京都府施工業者と特命随意契約を締結いたしました。</li> <li>・上流から流れてくる水の流量を調整する為、電動で開閉できるゲートが設置されている構造物のことです。</li> <li>・最終的には令和 5 年度末には、いろは呑龍という国道 171 号線に埋設されている本管に接続する必要がありました。市の施工分は最終の接続箇所を除きすべて完成していたので、京都府の施工が完了するのを待っていた状況です。その後、府施工により追加工事で、ゲート室の設置が決まりました。全体の工程が遅れているため、ゲート室設置後すぐに接続工事を着工することとなり、市が別工事で発注するよりも、府工事の施工業者が市側から</li> </ul>

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>○府の工事が遅れていたということですか。</p> <p>○京都府が費用も含め、すべて施工することはできなかったのですか。</p> <p>○京都府と長岡京市が分担して施工することは理解できますが、今回の市側の工事延長は非常に短く、工事金額も少ないことから、京都府に負担していただくことはできなかったのですか。</p> <p>○ゲート室は、鉄筋コンクリート造ですか。</p> <p>○それは確かに一体で施工しないと難しいですね。矢板は抜かないといけないし、構造物に後で差し込むこともできません。</p> <p>○当初は、どれぐらいの工事金額を見込んでいましたか。</p> <p>○不利という理由で随意契約されているので問題はないと思います。</p> <p>○今回の工事についての経緯はよくわかりました。まとめに入りたいと思います。意見聴取させていただき、入札に関する手続きや経過について、特に問題はないものとします。 最後に、あえて意見を言わせていただきます。基本は競争入札で、特命随意契約は極力避けなければならない例外的な契約であると、十分意識していただいていることは</p>	<p>の接続分も施工した方が合理的であると京都府と協議の上判断し、随意契約としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その通りです。追加での工事がありましたので。</li> <li>・いろは呑龍トンネルの取り込み口までが京都府の施工です。府の施工で設置された取り込み口に接続する工事は市の施工となります。</li> <li>・市の責任で工事する範囲が決まっていますので、金額が安価であるという理由で京都府にまかせることは難しいと思います。</li> <li>・その通りです。</li> <li>・一体で施工しないと難しいと思います。</li> <li>・当初の予算は 300 万円です。</li> </ul>
--	---

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>理解しています。今後も入札監視委員会では、特命随契は意見聴取案件として選択されると思われます。特命随契で工事を施工される場合は、様々な方法を検討していただき、他の方法ではどの程度の金額になるのか等、説明できるようこれからもお願いします。</p>	
---	--